

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		市場施設の変更等の許可
根拠条例・規則等名		さいたま市食肉中央卸売市場業務規程施行規則
条 項		第 6 5 条 第 1 項
所 管 部 課		経済局 農業政策部 食肉中央卸売市場・と畜場（電話：048-644-2929）
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	次に該当する場合は、許可しない。 (1) 管理上支障があると認められるとき。 (2) その他市長が適当でないとき。
	設定等年月日	平成 1 3 年 5 月 1 日 設定 平成 年 月 日 最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	5 日
	設定等年月日	平成 1 7 年 5 月 1 日 設定 平成 年 月 日 最終改正
備 考		添付書類 (1) 設計図面 (3) 見積書 (2) 仕様書 (4) その他市長が必要と認める事項